



島根県報

平成30年11月26日（月）

第3,060号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) 2

【告 示】

青少年に販売等してはならない図書類 (青少年家庭課) 2

農業振興地域の指定の一部改正 (農 業 経 営 課) 3

土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (農 村 整 備 課) 3

保安林予定森林（2件） (森 林 整 備 課) 4

解除予定保安林 (") 5

保安林の指定施業要件の変更 (") 5

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第87号）

1 規則の概要

18ホール以上27ホール未満のホール数を有するゴルフ場について、ゴルフ場利用税の税率に係る等級の区分を見直すこととした。（第46条関係）

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第87号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第46条第1項の表中

「	4,500円以上7,000円未満	4級	を	6,000円以上7,000円未満	4級	に改める。」
	4,500円未満	5級		4,000円以上6,000円未満	5級	
				4,000円未満	6級	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第732号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第6条第1項の規定により、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定するので、同条例第27条の規定により告示する。

平成30年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定番号	種類	図 書 名 称	発行・出版社名	指定の理由
16073	雑誌	ミニベリー VOL. 41	秋水社	次のいずれかに該当し、青少年の健全な育成を阻害するものであると認められるため。
16074	雑誌	デリバリーオブザデッド ①	日本文芸社	
16075	雑誌	ヤングラブコミックアヤ 11月号	宙出版	
16076	雑誌	ダリア 12月号	㈱フロンティアワークス	(1) 性的感情を著しく刺激するもの
16077	書籍	ググってはいけない禁断の言葉2018	㈱鉄人社	(2) 粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長するもの
16078	雑誌	増刊エキサイティングマックス11月号	㈱ぶんか社	(3) 自殺又は犯罪を誘発するもの
16079	雑誌	ドスケベマガジン	マイウェイ出版	
16080	雑誌	罪深き悪人 F I L E	コアマガジン	

島根県告示第733号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第293号）の一部を次のように改正する。

平成30年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

7 益田地域の項地域の範囲の欄を次のように改める。

益田市のうち、次の図面の赤色で着色した部分（(ア)都市計画法に基づき、平成16年益田市告示第215号により定められた益田都市計画用途地域並びに乙吉町及び東町のうち当該用途地域に囲まれた区域、(イ)都市計画法に基づき、平成17年益田市告示第121号により定められた益田港臨港地区、(ウ)港湾法に基づき、昭和39年島根県告示第316号及び平成4年島根県告示第131号により定められた港湾隣接地域の中の島地区及び高津地区、(エ)松崎国有林（595林班）及び若山国有林（595林班）、(オ)平成5年運輸省告示第320号により定められた石見空港用地、(カ)平成26年島根県告示第11号により定められた高津川地域森林計画区のエ林班番号102、103の一部、407から410まで、412、426から430まで、431の(イ)、433から440まで、488、490から508まで、512から516まで、517の(ロ)及び518のうちの保安林並びに658、659、660の(イ)及び716から719までのうちの昭和48年7月1日現在の保安林、(キ)昭和31年2月4日30大経第451号及び昭和31年3月26日31経第74号で登録された明ヶ原国有林（1508～1511林班）、昭和46年農林省告示第509号により定められた保安林並びに三ノ滝国有林（1519～1524林班）、亀井谷国有林（1501～1507林班）、広見国有林（1525～1529林班）及び大山国有林（1530～1532林班）、(ク)昭和44年厚生省告示第6号により定められた西中国山地国定公園特別保護地区及び第1種～第3種特別地域、(ケ)昭和62年島根県告示第473号により定められた美都町の区域のうち、別添図面の赤色部分を農業振興地域の縮小を行うこととされた区域）を除く区域

島根県告示第734号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市久手町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

渡邊 英富 大田市久手町刺鹿1171
田原 洋司 大田市久手町波根西937
生越 大地 大田市久手町波根西1784
荻野 克巳 大田市久手町波根西1746－4
長島 健司 大田市久手町波根西29－2
小谷 勇雄 大田市久手町波根西1202
中祖 雅之 大田市久手町波根西1796

監事

渡邊 雄一 大田市久手町波根西1741－5
原 光平 大田市鳥井町鳥井1677

2 就任年月日

平成30年10月23日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

渡邊 英富 大田市久手町刺鹿1171
田原 洋司 大田市久手町波根西937
生越 大地 大田市久手町波根西1784
萩野 克巳 大田市久手町波根西1746-4
長島 健司 大田市久手町波根西67-3
小谷 勇雄 大田市久手町波根西1202

監事

渡邊 雄一 大田市久手町波根西1741-5
原 光平 大田市鳥井町鳥井1677

島根県告示第735号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1335-1、イ1335-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

金城町波佐イ1335-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第736号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市内村町1851

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第737号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

出雲市湖陵町常楽寺937-3

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第738号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町西河内767、1682-1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種を定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町西河内1814-1、1851-2、1886-1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町西河内838、839続1、843、844、846から848まで、850から852まで、854、905-1、1554-1、1556-1、1556-2、1557-1、1558-1、1558-2、1559、1560-1、1561-3、1562、1615-1、1617-1、1619-1、1620から1622まで、1631、1632、1647-1、1648、1649-1、1650、1651、1786-1から1786-3まで、1787、1787-1、1789から1791まで、1796から1799まで、1801から1804まで、1808から1813まで、2037

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)